

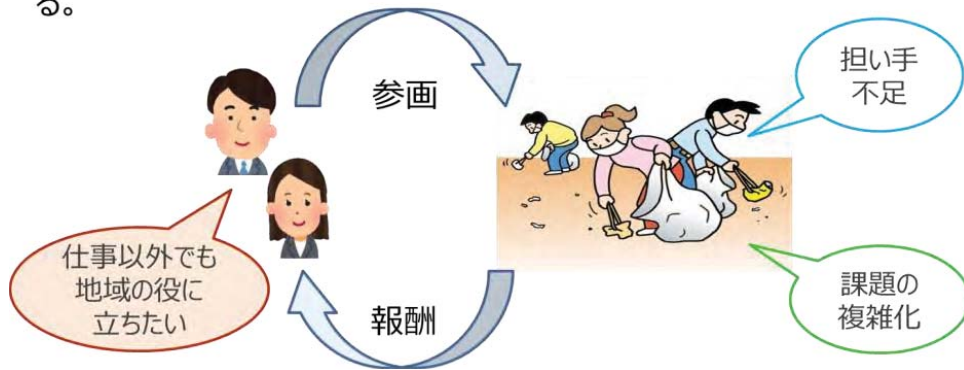
地方公共団体が許可基準を設定して広く公表することで、兼業許可の公平性・透明性・予測可能性を確保するとともに、地域活動に関する兼業を積極的に促進している事例

地域貢献応援制度（神戸市）

市長が取組を推進し、職員へ活用を呼びかけ

（１）制度導入の経緯

- 平成29年4月より、「営利企業への従事等の許可」の運用形態の一つとして導入。
- 制度設計の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化等に伴い、担い手不足が進んでいることがある。
- 市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている。



制度利用累計 **9件**※



※平成31年3月時点

活動内容：須磨海岸での障害者支援活動
 須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチをすることを目的に、NPO法人を設立。運営側の立場からみても、ボランティア=無償ではなく対価を得るとい形で評価できる。この制度を利用して、神戸をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい。

（２）許可要件

対象職員

- 一般職の職員
- 活動開始予定日において**在職6ヶ月**以上

赤字は平成30年12月以降に緩和した要件

対象活動

- 報酬等を得て行う、公益性の高い継続的な地域貢献活動
- 社会的課題の解決を目的とし、**神戸市内外問わず**地域の発展・活性化に寄与する活動

要件審査

- 勤務成績が良好
- 勤務時間外、週休日及び休日の活動
- 許容できる範囲の報酬
- 過去5年以内に活動する団体との契約、補助、指導、処分を行う職に就いていない
- 営利を主目的とした活動でない

活動内容：手話通訳活動

手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人の役に立ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できている。

その他の事例

- 空家・空き地を活用した地域コミュニティの場の整備
- 摩耶山活性化の取組としての山上ロシア語教室の開催
- スポーツ推進委員（他自治体）等



許可基準を明確にして社会貢献のための兼業を促進している事例②

地域貢献応援制度（神戸市）

(3) 許可申請

- 原則として活動開始予定日の1か月前までに所属長の承認を得て人事課に許可申請書等を提出

① 許可申請書

(記載内容)

- ・活動の概要
- ・活動の目的・効果
- ・活動で活かしたい知識・経験
- ・所属する団体名
- ・団体の概要
- ・団体での役割
- ・活動開始予定日
- ・活動予定日時
- ・主な活動場所
- ・予定報酬年額 等

② 活動計画書

③ その他必要な書類

- 任命権者は提出書類を基に審査を実施

(4) 実績報告

- 兼業許可を受けた職員は毎年度2月末日までに所属長を通して人事課に実績報告書等を提出

① 実績報告書

(記載内容)

- ・活動実績
- ・報酬額（3月分は見込みで記載）
- ・次年度活動計画

② その他必要な書類

- 任命権者は実績報告を受けて許可基準を満たさないと判断した場合は、その理由を付して翌年度の許可を行わない旨の通知を本人に送付

許可申請書様式 →

神戸市 久元 義典 様

ご申請者
氏名 西島 隆夫
氏名 西島 隆夫

以下のおおし事情を行いますので、地方公務員法第38条第1項及び第2項第4号の従事等の範囲に関する質問の履歴により、貴庁第一の従事等にかかる許可を申請します。

活動の概要	
活動上の主眼点・活動の目的・効果	
活動の分類	
活動で活かしたい知識・経験	
所属する団体名	
団体の概要 団体での役割を含む	
活動開始予定日	
活動予定日時	
主な活動場所	
予定報酬年額 等	

実績報告書様式 →

神戸市 久元 義典 様

ご申請者
氏名 西島 隆夫
氏名 西島 隆夫

許可を受けておりました貴庁第一の従事等の範囲にかかわる詳細の活動内容について、下記のとおり実施します。

実施項目	実施例	実施状況

※各項目ごとの申請書の写しを添付すること

以下の事項で報告すること、チェックを入れること

- 報告内容の正確性及び信頼性の確保に努めたこと
- 活動の進捗状況について定期的に報告すること
- 活動の進捗状況について定期的に報告すること
- 活動の進捗状況について定期的に報告すること

上記の申請内容を精査し、承認することを確認します。

所属長 _____

(印) 署名：西島 隆夫、西島 隆夫、西島 隆夫

不動産賃貸、太陽光発電等の場合について、具体的な許可基準や許可申請書様式を明示している事例

神戸市 運用方針及び手続き方針 通知（抄）

① 不動産又は駐車場の賃貸

ア. 次のいずれかに該当する場合は、自営にあたるものとして取り扱う。

a. 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ・ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること（中略）

イ. 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合に許可するものとする。

a. 職員の占めている職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

b. 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者¹に委ねること等により、その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

c. その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

許可申請書様式（不動産等） →

② 太陽光電気の販売

ア. 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合は、自営にあたるものとして取り扱う。

イ. 次に掲げる基準のいずれにも適合するものと認められる場合に許可するものとする。

a. 職員の占めている職と許可に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

b. 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者¹に委ねること等により職員の職務の遂行に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

c. その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

許可申請書様式（太陽光発電用） →

許可基準に基づき具体的判断を示した事例①

兼業許可制度の目的に照らして許可基準に基づき具体的判断を示した事例

- ①公務の遂行に支障が生じないこと：週休日、年次有給休暇等を活用すること
- ②職務の公正を確保できること：兼業先が非営利団体であること
- ③職務の品位を損ねるおそれがないこと：報酬が社会通念上相当であること

商業活性化支援（山形県新庄市）

（活動内容）

- 主任級の職員が補助金に頼らない商店街活性化に取り組むと、地元NPO法人「アンプ」の理事長として商店街活性化の活動に従事。

➢ 活動時間：年50回程度（週休日、年次有給休暇等）

➢ 報酬：月間3万円程度

（活動成果）

- 商店街全体を100円ショップに見立てるイベント「100円商店街」を企画・開催し、その後、全国の商店街に波及。



（公務へのフィードバック）

- 地域活性化や中心市街地商業活性化のアドバイザーとして全国各地を講演で巡っていたため、各地の担当者や地元住民とコミュニケーションを図ることで得られた知識や経験が、公務遂行に役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 毎週水曜日と給料支給日を「ノー残業デー」として設定し、職員に周知するとともに、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、所属長への指導の徹底を図っている。また、時間外勤務の事前命令を徹底をしている。

障がい者支援（佐賀県佐賀市）

（活動内容）

- 主事級の職員が誰もが暮らしやすい共生社会を実現しようと、任意団体「〇〇（まるまる）な障がい者の会」の代表として障がい者の支援活動に従事。

➢ 活動時間：週2～3日程度（週休日、年次有給休暇等）

➢ 報酬：月間2万円程度

（活動成果）

- 情報発信事業（ラジオ番組の制作・放送）、障がい者交流事業（いきいきサロン）等を実施。



（公務へのフィードバック）

- 誰一人取り残さない社会をつくっていくために、想像力を働かせて物事を見聞きするとともに、少しでも当事者の思いに寄り添い、それぞれの視点に立って考えることを市民活動を行う中で学び、その姿勢等が公務を進めるうえでも大きく役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 定期的に管理職に対して年次有給休暇取得目標を周知する等年休取得促進を図っており、平均年間取得日数は全国平均11.5日を上回る12.8日である。

許可基準に基づき具体的判断を示した事例②

岐阜県BBS連盟の会長（岐阜県山県市）

（活動内容）

- 課長補佐級の職員が、社会適応に悩む少年少女の更正や保護を行う団体「岐阜県BBS連盟」の会長として活動。児童養護施設を訪問し、相談受けるなどの支援を行っている。

※BBS：Big Brothers and Sisters Movementの略

- 活動時間：月1~2回程度（勤務時間外、年次有給休暇等）
- 報酬：日額1万円程度（交通費含む）

（活動成果）

- 県が策定する非行児童等を含む再犯防止計画の策定委員会の委員に任命され、弁護士等から選ばれた他の委員と共に計画内容の審議に携わった。



（公務へのフィードバック）

- BBS連盟の活動には学校関係者や地方公務員が多く参画しているため、所属団体を越えたネットワークができ、それぞれの職務についての交流や相談が可能となった。

（兼業促進につながる取組）

- 組織に年次有給休暇の取得促進の意識が浸透しており、業務に支障がなければ休暇の取得がしやすい環境が構築されている。

無料学習塾の講師（A県B町）

（活動内容）

- 主査級及び技師職の職員が、中学生の学習習慣の確立及び学力向上を目的とした無料学習塾の学習支援員補助として活動し、主に数学の講師を務める。

- 活動時間：月3回程度（講義は土曜）
- 報酬：日額6千円程度

（活動成果）

- 1~3年生の40名を対象に指導を行い、特に3年生の生徒については、全員が志望校へ合格するなど参加した多くの生徒の学力を向上させた。



（公務へのフィードバック）

- 中学生への指導を通じて、他者へ説明する技術の向上、部下や後輩への指導方法の改善につながっている。

（兼業促進につながる取組）

- 自らが行う活動に対して上司が内容を理解し、協力的な雰囲気づくりに努めている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例①

①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと、③報酬を得て事務・事業に従事することのいずれにも該当しないことを明確にし、兼業許可を要せずに兼業が行われている事例（許可を要しない事例）

例1) 「営利団体」には会社法上の会社等が該当するが、一般社団・財団法人等は営利活動を行うことがあるとしても主たる目的ではないため該当しないことが明確な事例

例2) 「報酬」には労務等の対価に該当しない実費弁償（交通費等）は含まれないことが明確な事例

一般社団法人の役員として無報酬の活動（C県）

（活動内容）

- 技師職の職員が、一般社団法人の代表理事として、障がい者に対する雇用機会支援事業等の活動を行っている。週休日を利用して、無報酬で活動に従事。

（活動成果）

- 団体運営全般に関し、適宜助言を行うことで、事業の安定化に寄与している。また、関係のある各種支援団体との連絡調整にも尽力しており、県内の障がい者に向けた支援の連携が深まっている。

（公務へのフィードバック）

- 県内市町村が提供する各種公的サービスの内容に触れる機会が多いため、所属団体における施策の検討において、それらの知見が役立っている。

（兼業促進につながる取組）

- 兼業を行う基準が対外的に示されており、活動するにあたって一般の住民に自らの活動を説明しやすい。

交通費を受け取りながらのプロボノ活動（鳥取県）

（活動内容）

- 主事級の職員が、プロボノ（スキルや経験を生かした社会貢献活動）の推進団体に参加登録。専門的な知識や資格を持つ他の参加者に交じり、公務で培った経験を活かし、事務処理のエキスパートとして活動に従事。実費相当の交通費のみ受領している。

（活動成果）

- 自然とのふれあいを取り入れた預かり型保育サービスを行う団体に対するプロボノ支援の中で、運営資金の確保や活動の周知方法など、課題の解決に尽力した。

（公務へのフィードバック）

- 他業種の人材と共にアイデアを出しながら活動することで、行政にはない発想や着眼点に触れたり、既存の行政サービスの改善や推進につながる情報を得たりすることができ、それらを日々の業務に活用している。

（兼業促進につながる取組）

- 積極的な地域活性化活動として県知事が表彰を行い、他の職員の社会貢献活動への意欲向上につなげている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例②

例3) 継続的又は定期的ではない単発的な講演等に対する謝礼であって、許可が必要な兼業に該当しないことが明確な事例

例4) 消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可を受けた消防団の活動であって、許可が必要な兼業に該当しないことが明確な事例

単発の講演活動（D県）

（活動内容）

- 主事級の職員が、母校である大学の就職セミナーで講師を務めた。同校卒業から5年前後の社会人という条件に基づき選出されて単発で引き受けたもので、講演の謝礼は8千円程度。

（活動成果）

- 就職活動中の学生を前に、自身の就職活動における体験談を交えながら、社会人になるための心構えなどを講義したほか、学生からの質疑にも対応した。

（公務へのフィードバック）

- 講演終了後、大学の就職課から、学生達の就職活動に関する意識や動向についての情報を得ることができたので、所属の採用担当者へ情報を提供した。

（兼業促進につながる取組）

- 講師派遣や原稿執筆の依頼を受けた場合の対応方法について、マニュアルが示されている。

消防団の活動（E県F町）

（活動内容）

- 係長級以下の多くの職員が、消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可を受けて、町の消防団員として、火災発生時の消火活動や、火災予防・水防活動、遭難者等の捜索活動に従事している。

（活動成果）

- 定期的な訓練と設備の点検を行っており、火災発生時には迅速な消火活動を行うことができた。また、近年は消防団員のなり手不足が問題となっていたため、地域の若者に消防団への勧誘活動を行い、団員数の増加に貢献した。

（公務へのフィードバック）

- 町のハザードマップの更新作業や防災訓練の計画策定作業に関してアドバイスをを行った。

※ 消防団等充実強化法（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号））第10条第1項において、職員から消防団員との兼職の申請があった場合は、職務の遂行に著しい支障がある場合を除き、任命権者はこれを認めなければならないこととされているほか、同条第2項では、地方公務員法第38条第1項に基づく任命権者の許可は不要とされている。